

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R8. 4. 30	イベント冊子配布業務(単備契約)	特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ	2,304,250	R8. 4. 13	～ R9. 4. 30	障がい者の自立訓練又は就労の機会の提供、その他障がい者が社会生活を営むために必要な知識及び技能の習得に寄与できる契約であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する障害者支援施設等に準ずる者で、元気ジョブアウトリーチングセンターの運営事業を受託する者を契約の相手方とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総) 広報部広報課 011-211-2036
R8. 4. 30	基幹システムの標準化移行支援業務(令和8年度)	札幌総合情報センター株式会社	406,891,100	R8. 4. 1	～ R9. 3. 31	本業務では、基幹情報システムに関する自治体システム標準化(以下、「標準化」という。)に係る計画・移行支援等を実施する。 本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社(以下、SNET)と「基幹情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結し、標準仕様にて標準化したシステムを構築している。 標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様にて標準化したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務をSNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETのマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹情報システムソフトウェア(標準準拠版)の利用許諾」を締結するSNET以外にない。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)	デ) 情報、システム管理課 011-826-6713
R8. 4. 30	令和8年度札幌市バス交通体系調査検討業務	日本データサービス株式会社	15,895,000	R8. 4. 20	～ R9. 3. 19	本業務は、深刻な運転手不足によりバスネットワークの維持が極めて困難な状況下において、将来にわたり生活交通を確保するためのバスネットワークの在り方の検討を目的としている。この目的の達成には、限られた人的資源を最大限に活用するためのネットワークの技術的な再構築と、それを支える運体系の見直しを一体的課題として捉え、持続可能な経営基盤と生活交通確保の基本方針を同時に構築するという、極めて多角的な検討が不可欠である。 こうした都市交通の根幹を支える政策立案には、交通経営や社会情勢に対する深い洞察力和高度な専門的知見が求められるため、価格による入札ではなく、本業務の目的を深く理解し、最適な解決策を提示できる優れた執行能力を有する者を選定すべく、公募型企画競争を採用するものである。 このことから、本業務はその性質上、価格による競争入札等には適さないと考えられ、「札幌市役務契約に係る企画競争実施要領」第3条第1項第1号「高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験が必要とするもの」に該当するため、複数の者から企画提案を募り、その良否を企画競争実施委員会にて審査し、業務執行能力の優れたものを選ぶ公募型企画競争(プロポーザル方式)を採用する。 なお、公募型企画競争の結果選定された契約候補者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	政) 総合交通、都市交通課 011-211-2492
R8. 4. 30	新琴似スポーツ広場天然芝管理業務	コウフ・フィールド株式会社	4,620,000	R8. 4. 22	～ R8. 6. 30	新琴似スポーツ広場は令和8年7月1日より指定管理期間が始まるものの、それまでの間(令和8年4月から同6月まで)についても多目的広場及びパークゴルフ場における天然芝の維持管理を行う必要がある。 天然芝の維持管理(灌水、粒肥散布、液肥散布、薬剤散布等)については、その実施タイミングの見極めや手法などにおいて、高度に専門的な知見と技術が求められるものである。加えて、同一の天然芝施設においては、継続して同一の手法によって灌水や施肥を行う必要があり、時期によって異なる手法による管理を行うことにより、天然芝の育成に悪影響を及ぼす虞がある。そのため、令和8年7月1日以降に同施設の天然芝の管理を行う指定管理者と同一の者により、令和8年4月から同6月までの間においても維持管理を行うことが求められる。 そうした中、去る令和8年3月27日に開催された令和7年度第二回スポーツ部施設課指定管理者選定委員会において、同施設の指定管理者候補としてコウフ・フィールド株式会社北海道支店が選出されたところである。 こうした事情から、本業務に対応できる者は、同施設の指定管理者候補であり、スポーツ施設の天然芝管理において豊富な実績を有するコウフ・フィールド株式会社北海道支店を除いて他には存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特定随意契約をすることとする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	ス) スポーツ部企画事業課 011-211-3044
R8. 4. 30	札幌市介護サポートポイント事業運営業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	8,140,000	R8. 4. 1	～ R9. 3. 31	本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネートに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 本事業は、介護サポーター及び受入施設への研修や連絡調整等を行うものであり、ボランティア活動に関する知識やボランティアのコーディネートに関する経験のほか、多数の介護サポーター及び受入施設の情報を適切に管理することが求められる。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会は、従前からボランティア活動センターを運営しており、ボランティア活動の普及啓発や研修、ボランティア相談や登録、コーディネートなど、札幌市のボランティア活動の拠点としての役割を担い、ボランティア登録者や活動先の情報管理など、本事業の業務に精通している。 また、当該法人は、施設福祉事業を検討する施設福祉部会の設置や札幌市老人福祉施設協議会の事務局を担い、社会福祉事業施設に共通する諸問題についての調査・研究、情報提供や市内の老人福祉施設相互間及び関係行政機関等と密に連絡調整を行っており、介護サポーターの受入施設である介護保険施設等とも繋がりを有し、円滑に連絡調整を行うことが可能である。 上記の理由から、年間を通じて、確実かつ安定的に事業を遂行できる団体は当該法人において他になく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	保) 高齢福祉課 011-211-2976

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額(円)	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
RS. 4. 30	健康アプリ活用推進支援業務	グラフィック・アーキテクツ株式会社	31,460,000	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本件業務は、令和8年度に本格運用を開始する札幌健康アプリ「アルカサル」の運用管理および施策推進におけるプロジェクト管理全般を行うものである。</p> <p>左記事業者は、令和6年度の「札幌市高齢者健康ポイントアプリ等の構築に係るPMO支援業務」に続き、令和7年度も「健康アプリに係るPMO支援業務」を受託しており、本プロジェクトの立ち上げから実装に向けた準備段階までを一貫して支援している。この過程において、アプリ等関連システムの運用保守管理や事務局業務の進捗管理についても実務レベルで深く関与しており、本業務の遂行に不可欠な知見を蓄積している。さらに、本事業の持続可能性を確保する上で必要となる「官民協働モデル」の構築に関しても、民間事業者や地域団体との連携手法の検討や調整において豊富な支援実績を有しており、本市の特性に応じた官民連携の在り方を深く理解していることや、本市の「情報政策技術支援業務(総合評価型一般競争入札)」の受託実績を通じて、本市の情報システム全般およびネットワーク構成に対する技術的・専門的な理解も極めて高い。</p> <p>これまでの構築・準備工程における経緯、事務局・運営保守の管理実績、および本市の特殊なシステム環境のすべてを網羅し、かつプロジェクト管理における高い専門性を有している事業者は、現時点で左記事業者において他にない。</p> <p>他の事業者が履行する場合、これまでの膨大な検討経緯や事務局運営のノウハウを短期間で把握することは困難であり、円滑な事業運用に重大な支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上により、本契約に求められる条件を全て満たし、適切かつ確実に本業務を履行することが可能な唯一の事業者であると判断されるため、特定随意契約とするものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号)</p>	保) 高齢福祉課 011-211-2674
RS. 4. 30	札幌市小児科受診WEBガイドサービス「子どもの症状 受診の目安ナビ」	ティーバック株式会社	8,880,179	RS. 4. 1	RS. 4. 1 ~ R9. 3. 31	<p>本WEBガイドサービス(以下「本システム」という。)は、子育て世代が子どもの体調不良やけが等の健康不安が生じた場合に、速やかに本システムにスマートフォン等でアクセスし、子どもの症状に応じた受診の目安等を自動案内するものである。</p> <p>併せて、利用者からの電話による健康医療相談対応、および本システムの保守管理を行う。</p> <p>本業務の履行にあたっては、本システムに関する深い知見を有し、安定性を確保しつつ的確かつ迅速に業務を遂行できる高度な技術力が不可欠である。</p> <p>当該事業者は、本システムの実証実験環境を提供しており、独自の技術に基づき本システムを開発した当事者である。</p> <p>システム構成、詳細仕様および運用ノウハウを完全に習熟しているのは当該事業者のみであり、他者による履行は困難である。</p> <p>したがって、業務の継続性および正確性を担保する観点から、本業務を履行できる唯一の事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) ウェル。医療政策課 011-211-3517
RS. 4. 30	令和8年度看護職向け人材育成業務	公益社団法人北海道看護協会	3,069,000	RS. 4. 20	RS. 4. 20 ~ R9. 3. 31	<p>当該団体は、保健師、助産師、看護師、准看護師(以下「看護師等」という。)を会員とする札幌市内唯一の看護職の職能団体であり、これまでも各種事業において本市と十分に連携を図ってきたところである。</p> <p>「看護師等の人材確保の促進に関する法律」により、看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、都道府県ナースセンターに届け出ることとされており、当該団体は、北海道における都道府県ナースセンターの運営者であり、受講対象者を把握できる唯一の団体である。</p> <p>当該団体以外では、本件業務を実施できないと判断し、当該団体を特定するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	保) ウェル。医療政策課 011-211-3517
RS. 4. 30	街路灯・標識管理システム保守業務	株式会社サンコー	3,795,000	RS. 4. 21	RS. 4. 21 ~ R9. 3. 31	<p>「街路灯管理システム」及び「標識管理システム」は、株式会社サンコーが設計及び製作したものである。本業務を履行するにあたっては、システム全体を熟知していることが不可欠であり、必要な専門知識、技術情報を備えており、システムの動作検証、データの親和性を確保し、迅速かつ確実に行うことが要求される。以上のことから、本業務を安全かつ確実に履行できるのは左記業者に限られる。</p> <p>したがって、契約の性質が競争入札に適さないことから、左記業者を契約の相手方として選定する。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	建) 土木部道路維持課 011-211-2632
RS. 4. 30	令和8年度耐震診断等補助事業関連業務	一般社団法人北海道建築士事務所協会	11,660,000	RS. 4. 14	RS. 4. 14 ~ R9. 3. 12	<p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他に無く、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859
RS. 4. 30	令和8年度木造住宅耐震診断員派遣事業関連業務(単価契約)	一般社団法人北海道建築士事務所協会札幌支部	15,092,000	RS. 4. 14	RS. 4. 14 ~ R9. 3. 12	<p>左記団体は、建築士法に基づく「建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体」として国土交通大臣の指定を受け、公平な立場から建築士事務所の業務に関し、指導や助言を行うことができる本市唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる団体は他に無く、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。</p> <p>(左記団体は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されている参加資格者ではない。)</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	都) 建築指導部管理課 011-211-2859